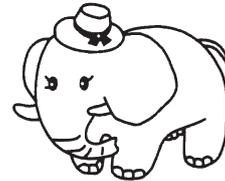


年度更新の手続きについて

「賃金等の報告」は**4月17日(月)必着!**

— 必ずお読みください —

幸せの象 グルンバ
(事務組合シンボルマーク)



年度更新手続きとは

労働保険（雇用保険と労災保険の総称です）の保険料は、下記の方法で算出されます。

● 期 間：毎年4月1日から翌3月31日までの1年間（これを保険年度といいます）

● 計算式：「保険料」＝「賃金総額^{※1}」×「保険料率^{※2}」

※1 当該事業場で使用されている全ての労働者に支払うものをいいます。

※2 業種ごとに定められています。令和4年度の保険料率は次ページをご参照ください。また令和5年度の保険料は浜松商工会議所労働保険事務組合のホームページからご確認ください。

保険料は、保険年度の当初に見込額（概算保険料）を納め、保険年度末に賃金総額が確定時点で確定保険料を算出して、差額を精算します。この精算と、新年度の概算保険料の申告・納付を同時に行うことを、「年度更新手続き」といいます。

事務組合は、皆様からご提出いただく「賃金等の報告」により算出される保険料を、一括して政府に納付しますので、**一事業場でも「賃金等の報告」の提出・保険料の納付が遅れますと、全事業所分の更新手続きができません。**提出期限等を厳守いただきますよう、お願い申し上げます。

「賃金等の報告」について

同封の記入例に沿って、「賃金等の報告」をご記入ください。※記入例内の「前年度」は「令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）」を表します。「今年度」は「令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）」を表します。「労働者（被保険者）・特別加入者の具体的範囲一覧表」や「保険料算定の基礎となる賃金」については、浜松商工会議所労働保険事務組合のホームページからご確認いただけます。「賃金等の報告」を記入する前に、必ずご確認ください。

作成から提出まで簡単!

年度更新書類の提出には、**ホームページからの提出が便利**です。詳しくは、右の二次元コードまたは浜松商工会議所労働保険事務組合ホームページ内の「年度更新書類をホームページから提出する方法」をご確認ください。

ホームページは
こちら



LINE 公式アカウントは
こちら



労働保険料の納期・口座振替金融機関

令和5年度保険料の納入日は、6月26日です（※三分割の場合は6月26日、9月25日、12月25日）。

口座振替の場合は、「静岡銀行」、「浜松磐田信用金庫」、「遠州信用金庫」、「静岡中央銀行」、「清水銀行」、「スルガ銀行」の6行が対応可能です。振込から口座振替へ変更を希望する場合は、速やかに事務組合までご連絡ください。

「算定基礎賃金等の報告」記入例

(①～⑥まで必ず記入してください※捺印は不要です)

④⑤については未記入の場合、前年度と同内容で更新させていただきます

組織様式第5号
435-0013
浜松市東区天竜川町 888
株式会社 ナナミ製作所
代表取締役社長 名波 和夫 殿
事業場 TEL (TEL:053-452-1113)

労働保険番号
府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 種別
2 2 3 0 2 9 3 2 1 8 0 0 0 2 0
雇用保険事業所番号
2 2 0 2 1 2 3 4 5 6 7

3. 事業の概要 53
4. 特掲事業 2
5. 新年度賃金見込額
1. 前年度と同額
2. 前年度と変わる ④
3. 委託解除年月日
301000
6. 延納の申請
1. 一括納付
2. 分割(3回) ⑤
7. 3. 事業の概要 53
4. 特掲事業 2
5. 新年度賃金見込額
1. 前年度と同額
2. 前年度と変わる ④
3. 委託解除年月日
301000
6. 延納の申請
1. 一括納付
2. 分割(3回) ⑤

項目	1. 労働保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者	(3) 臨時労働者	(4) 合計	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者	(7) 合計	
4月	5	1	2	8	5	1	6	
5月	5	1	1	7	5	1	6	
6月	5	1	3	9	5	1	6	
7月	5	1	2	8	5	1	6	
8月	5	1	4	10	5	1	6	
9月	5	1	3	9	5	1	6	
10月	5	1	3	9	5	1	6	
11月	5	1	2	8	5	1	6	
12月	5	1	1	7	5	1	6	
1月	5	1	2	8	5	1	6	
2月	5	1	2	8	5	1	6	
3月	5	1	1	7	5	1	6	
4月	5	1	6	12	5	1	6	
前期計	4790000	3000000	750000	8540000	4790000	3000000	7790000	
10月	5	1	3	9	5	1	6	
11月	5	1	2	8	5	1	6	
12月	5	1	1	7	5	1	6	
1月	5	1	2	8	5	1	6	
2月	5	1	2	8	5	1	6	
3月	5	1	1	7	5	1	6	
4月	5	1	6	12	5	1	6	
前期計	4780000	3000000	600000	8380000	4780000	3000000	7780000	
合計	9570000	6000000	1,350,000	16,920,000	9,570,000	6,000,000	15,570,000	

※8	前期 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	854.0	779.0
	後期 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)	838.0	778.0

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された額	11. 希望する基礎日額	12. 希望する基礎日額
1 ナナミ ケズオ	10000	10000	10000
2 ナナミ ジェンコ	5000	5000	5000
3 ナナミ ツヨシ			10000

上記のとおり報告します。
令和×年×月×日 事業主氏名 株式会社 ナナミ製作所 代表取締役社長 名波 和夫 事業主控

★書き方動画配信! ホームページからの提出も受付中!

詳しくは、右の二次元コードを読込
または



浜松商工会議所労働保険事務組合 で検索

① 「支払賃金」欄には、各労働者の賃金総額^{※1}(税金等を控除する前の総支給額)の合計を月ごとに記入します。特別加入者の賃金は含まないでください。
※1 賃金に含む=家族手当、通勤手当、住宅手当、時間外手当 他
賃金に含まない=旅費、祝金、見舞金、退職金 他 詳細はホームページをご確認ください。
●「(2) 役員で労働者扱いの者」欄には、特別加入者以外の役員で実態が労働者と同等の方の賃金を記入します。該当者の判断基準はホームページをご確認ください。

② 雇用保険に加入している労働者(被保険者)のみご記入ください。
●「支払賃金」欄には、雇用保険に加入している労働者^{※1}の賃金総額^{※2}(税金等を控除する前の総支給額)の合計を月ごとに記入します。特別加入者の賃金は含まないでください。
※1 高年齢労働者(被保険者)についても、令和2年4月から他の雇用被保険者と同等に雇用保険料の納付が必要となっています。
※2 賃金に含む=家族手当、通勤手当、住宅手当、時間外手当 他
賃金に含まない=旅費、祝金、見舞金、退職金 他 詳細はホームページをご確認ください。
●「(2) 役員で労働者扱いの者」欄には、兼務役員または同居親族の方で雇用保険に加入している者の賃金を記入します。該当者の判断基準はホームページをご確認ください。

③ 「合計」欄は、横計、縦計を合わせてください。
上段は円単位、下段は千円単位(千円未満切捨て)でご記入ください。
「1ヶ月平均被保険者数」欄は次の計算式により算出してください。
「賞与等」の欄の人数は含まれません。
小数点以下は切捨てます。ただし、1未満の場合は「1」としてください。

$$1\text{ヶ月平均被保険者数} = \frac{\text{前年度各月末の使用労働者数の合計}}{12}$$

④ 〈新年度賃金見込額〉
●前年度と比較して「50%以下に減少する」または「2倍以上に増加する」見込みの場合=「2」に○印をつけ見込額を記入します。
●それ以外の場合=「1」に○をつける。
●委託解除の場合=「3」に○をつけ委託解除年月日を記入します。この場合、別途書類が必要です。

⑤ ●概算保険料合計が2万円未満の場合=「1.一括納付」※分割を希望しても一括になります。
●概算保険料合計が2万円以上の場合=「1.一括納付」または「2.分割(3回)」を選択します。

⑥ 代表者の捺印は不要です

3枚のうち下の2枚を提出してください。

特別加入者の年度更新欄

特別加入者はこの欄で更新等の手続きをします。文中の基礎日額とは別紙「特別加入者・業種別年間保険料一覧」の「3,500円」から「25,000円」までのいずれかの金額です。

- A 継続する方**
●前年度と同額^{※1}更新(継続)する場合
新年度の基礎日額を「12.希望する基礎日額」欄に記入します。
※1「10.承認された基礎日額」欄の金額が前年度の基礎日額です。
●前年度から変更(増額・減額)して更新(継続)する場合
「12.希望する基礎日額」欄にその変更後の基礎日額を記入します。基礎日額の詳細は、別紙「特別加入者・業種別年間保険料一覧表」をご参照ください。※変更は今年度7月から適用になります。
- B 脱退する方**
●脱退する場合は、「12.希望する基礎日額」欄を「=」で消します。この場合、別途書類が必要です。
- C 新規加入の方**
●今年度から新たに特別加入する場合は、「9.特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名「12.希望する基礎日額」欄に、基礎日額を記入します。この場合、別途書類が必要です。

特別加入について

- 特別加入とは**
労災保険は、本来労働者（他人従業員）を対象としている制度であるため、法人役員及び個人事業主やその家族従業員のようないわゆる使用者側の立場の方は、加入することができません。しかし当事務組合のような労働保険事務組合に事務委託をし、「労災保険の特別加入制度」を利用することによって、このような方々も労災の適用を受けられます。
- 特別加入に関する留意事項**
特別加入は、業務に従事している法人役員や家族従業員等（労働者とならない者）の**対象者全員が加入しなければなりません。（包括加入）**
常態として労働者を使用しなくなった場合や継続して労働者を使用（年間100日以上）していない場合は、特別加入できません。たとえ就業時間内や平日であっても労災の対象となりませんので、脱退の手続きをお取りください。
- 特別加入者の労災適用の範囲**
特別加入者は、就業時間以外の残業や、休日における特別加入者だけの作業は使用者としての行為となり、原則その部分のケガについては労災の対象となりません。（継続した業務については対象となる場合があります）
- 特別加入者の休業補償の範囲**
特別加入者が業務上のケガにより仕事を休んだ場合の休業補償は**全部労働不能が原則**です。入院期間以外の自宅療養等については、請求期間の全てについて補償がされるわけではありません。
※全部労働不能とは、ケガをする以前に従事していた仕事ができなくなるだけでなく、自宅療養中の電話番、従業員に対しての指揮命令等も含めた、一切の労働が不能となる状態を指します。

特別加入者・業種別年間保険料一覧表（保険料は年額・単位円・抜粋）

令和5年はホームページをご確認ください
令和4年4月1日現在

給付基礎日額(単位円)		3,500円 4,000円 5,000円 6,000円 7,000円 8,000円 9,000円 10,000円 12,000円 14,000円 16,000円 18,000円 20,000円 22,000円 24,000円 25,000円																	
保険料算定基礎額(年額:単位千円)																			
分類	番号	事業の種類	保険料率/1000	1,277	1,460	1,825	2,190	2,555	2,920	3,285	3,650	4,380	5,110	5,840	6,570	7,300	8,030	8,760	9,125
建設事業	32	道路新設事業	11	14,047	16,060	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	48,180	56,210	64,240	72,270	80,300	88,330	96,360	100,375
	33	舗装工事業	9	11,493	13,140	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	72,270	78,840	82,125
	35	建築事業	9.5	12,132	13,870	17,338	20,805	24,273	27,740	31,208	34,675	41,610	48,545	55,480	62,415	69,350	76,285	83,220	86,688
	38	既設建築物設備工事業	12	15,324	17,520	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	52,560	61,320	70,080	78,840	87,600	96,360	105,120	109,500
	36	機械装置の組立又は据付の事業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
	37	その他の建設事業	15	19,155	21,900	27,375	32,850	38,325	43,800	49,275	54,750	65,700	76,650	87,600	98,550	109,500	120,450	131,400	136,875
	製造業	41	食料品製造業	6	7,662	8,760	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	48,180	52,560
42		繊維工業又は繊維製品製造業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500
44		木材又は木製品製造業	14	17,878	20,440	25,550	30,660	35,770	40,880	45,990	51,100	61,320	71,540	81,760	91,980	102,200	112,420	122,640	127,750
45		パルプ又は紙製造業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
46		印刷又は製本業	3.5	4,470	5,110	6,388	7,665	8,943	10,220	11,498	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	28,105	30,660	31,938
47		化学工業	4.5	5,747	6,570	8,213	9,855	11,498	13,140	14,783	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	36,135	39,420	41,063
48		ガラス又はセメント製造業	6	7,662	8,760	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	48,180	52,560	54,750
66		コンクリート製造業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625
62		陶磁器製品製造業	18	22,986	26,280	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	78,840	91,980	105,120	118,260	131,400	144,540	157,680	164,250
49		その他の窯業又は土石製品製造業	26	33,202	37,960	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	113,880	132,860	151,840	170,820	189,800	208,780	227,760	237,250
50		金属精錬業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
51		非鉄金属精錬業	7	8,939	10,220	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	30,660	35,770	40,880	45,990	51,100	56,210	61,320	63,875
52		金属材料品製造業	5.5	7,024	8,030	10,038	12,045	14,053	16,060	18,068	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	44,165	48,180	50,188
53		鋳物業	16	20,432	23,360	29,200	35,040	40,880	46,720	52,560	58,400	70,080	81,760	93,440	105,120	116,800	128,480	140,160	146,000
54		金属製品製造業又は金属加工業	10	12,770	14,600	18,250	21,900	25,550	29,200	32,850	36,500	43,800	51,100	58,400	65,700	73,000	80,300	87,600	91,250
63		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
56		めっき業	7	8,939	10,220	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	30,660	35,770	40,880	45,990	51,100	56,210	61,320	63,875
56		機械器具製造業	5	6,385	7,300	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	21,900	25,550	29,200	32,850	36,500	40,150	43,800	45,625
57		電気機械器具製造業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813
58	輸送用機械器具製造業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500	
59	船舶製造又は修理業	23	29,371	33,580	41,975	50,370	58,765	67,160	75,555	83,950	100,740	117,530	134,320	151,110	167,900	184,690	201,480	209,875	
60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	4,470	5,110	6,388	7,665	8,943	10,220	11,498	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	28,105	30,660	31,938	
61	その他の製造業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313	
運輸	71	交通・運輸事業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500
	72	貨物取扱事業	9	11,493	13,140	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	72,270	78,840	82,125
その他の事業	81	電気・ガス・水道又は熱供給の事業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375
	91	清掃、火葬又は畜の事業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625
	93	ビルメンテナンス業	5.5	7,024	8,030	10,038	12,045	14,053	16,060	18,068	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	44,165	48,180	50,188
	96	倉庫業・警備業・消毒又は害虫駆除・ゴルフの事業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313
	94	その他の各種事業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625
	第2種特別加入	自動車運送業一人親方	12	15,324	17,520	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	52,560	61,320	70,080	78,840	87,600	96,360	105,120	109,500
建設業一人親方		18	22,986	26,280	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	78,840	91,980	105,120	118,260	131,400	144,540	157,680	164,250	

○令和5年度分保険率のお知らせ

雇用保険率表

令和5年度分の概算保険料率

事業の種類	雇用保険率	負担区分	
		事業主	被保険者
一般の事業	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{9.5}{1,000}$	$\frac{6.0}{1,000}$
建設の事業	$\frac{18.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{7.0}{1,000}$
農林水産	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{10.5}{1,000}$	$\frac{7.0}{1,000}$

労災保険率表（主な業種を抜粋）

令和5年度分の概算保険料率（令和4年度より変更なし）

分類	番号	事業の種類	解説（主な内容）	労務費率 /100	保険率 /1000
建設事業	32	道路新設工事	道路の新設・改築の事業	19	11
	33	舗装工事業	道路・広場等の舗装、砂利散布の事業	17	9
	35	建築事業	建物の新設の伴う設備工事電気工事を含む	23	9.5
	38	既設建築物設備工事業	既設建築物の内部においての設備事業（外での作業は原則分類番号35）	23	12
	36	機械装置の組立又は据付けの事業	組立又は取付けに関するもの	38	6.5
			その他のもの	21	
37	その他の建設事業	土木工事・造園工事・道路の改修工事その他の各種建設工事を含む	24	15	

分類	番号	事業の種類	保険率 /1000
製造業	41	食料品製造業	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5

分類	番号	事業の種類	保険率 /1000
製造業	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	52	金属材料品製造業	5.5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5
	55	めっき業	7
	56	機械器具製造業	5
	57	電気機械器具製造業	2.5
	58	輸送用機械器具製造業	4
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
61	その他の製造業	6.5	
その他の事業	81	電気・ガス・水道又は熱供給の事業	3
	91	清掃、火葬又はと畜事業	13
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除、ゴルフの事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
94	その他の各種事業	3	

こんな時は事務組合にご連絡ください

事業所に関するもの

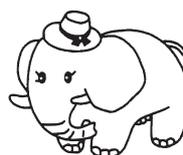
- 代表者に変更があったとき
- 住所変更があったとき 事務所移転等で所在地が変更になった場合
- 社名変更・組織変更があったとき 社名変更や法人成り、有限会社から株式会社へ改組等の変更があった場合
- 業種に変更があったとき 業種転換などにより、当初の届出業種に変更が生じたとき
- 保険料の振替口座を変更したとき 口座振替依頼書の提出が必要
- 従業員（パート・アルバイト含む）がゼロになり今後も雇う見込みがないとき 中小事業主等特別加入されている方は脱退の手続きが必要となります。

従業員に関するもの

- 従業員を新たに採用したとき 雇用保険の被保険者資格取得手続きが必要です。（雇入後3ヶ月を経過している場合は、その間の出勤簿・賃金台帳のコピーが届出の際必要となります）
- 退職したとき 雇用保険の資格喪失手続きと、本人が失業給付の受給を希望する場合は離職票の申請が必要です。（離職理由が定年退職の場合は、就業規則の該当箇所の写しが必要となります）
- 氏名変更があったとき 結婚などにより氏名が変わった場合、雇用保険の被保険者氏名変更手続きが必要です。
- 業務上、通勤途中でケガをしたとき 労災保険の各種給付の請求手続きが必要です。

労働保険事務組合 浜松商工会議所

〒432-8501 浜松市中区東伊場2丁目7-1
TEL：053-452-1113 FAX：053-452-6685



提出期限厳守!